（郵便物認可）　第千百三十五號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

時事新報定價
一枚金五錢○一箇月前金六十五錢○五箇月前金一圓八十錢○六箇月前金五圓○十箇○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢○左ニ掲ケル各地ニ於テハ郵便稅無料ニテ配達致候
東京　横濱　横須賀　從新潟川至小田原　高根七島
京都　大津　神戸　尾ノ道　鹿ノ岡　岡山　廣島　大坂
和歌山　御殿　島　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　岡崎　豊橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ巻
鶴舞　青森　弘前　寧都宮　高崎　八王子　千住　草加
越谷　川越　熊谷　杉戸　幸手　久喜　鴻巣　千葉　登戸
其他両地近傍配達便宜ノ個所ハ同レク郵送料不申受候
時事新報廣告料（前金）一行ニ付
一行廿四字詰　一日限　二日以上　七日以上　十日以上　十五日迄　十六日以上　廿日迄　廿一日以上
直一行　直十行　直廿行　五十行以上　五十行以上　五十行以上　五十行以上
七錢　八錢　九錢　六錢　七錢　八錢　五錢　六錢　七錢　二錢五厘　三錢五厘　四錢五厘　五錢八厘　五錢九厘　六錢五厘　六錢八厘　四錢五厘　五錢一厘　五錢四厘　六錢二厘　六錢八厘

社告

本年十一月中旬以來時事新報の用紙を桃色紙ニ相改め候處日本國内ニ曾て其例無之幸に世上の高評と業り候段感謝の至りニ候就ては何人とても「桃色の時事新報」とは如何樣の者ぞ御一覽被成度御方は其旨東京本社又は大坂出張所の内へ御申越被成下度左すれば無代價無遅滯送料ゐて直ちに見本進呈可仕候此段廣告候也

時事新報

日本商人は金銀貨の價を知る事肝要あり

明治十八年十一月二十八日第三十六號第三十七號第三十八號に布告と以て米商會所條例株式取引所條例を改正し其税則と制定したるに付ては米商仲買人の利頓、約定代金高千分の五なりしものが千分の二とありて半以上を減ず、株式及び公債證書に付き千分の一ありしものが公債は萬分の三、株式は萬分の六となり是れも平均して半以上の減税あり抑も從前れ税則は明治十五年十二月の制定ニして當時銀に增税とありたるは我輩それ無意を知らずと雖ども税を增して國庫の歳入と助るの目的ゐ然ふさば世に相場あるものありて之に狂奔せるい意ゑからずとて半は經濟、半は道德の主義に基き直税以て之を禁止するの目的ゐ何れゑも此二樣の外ならざりしことなふん繁るに活世界の人事は往々人の意想外ニ出るもの多く十五年增税の規則一たび定まりしより所の賣買減ゐ減し税金の收納露ざ少あくして國庫は恰も歳入の一目を失ふたるものゝ如し左れども政府の目的は歳入御同ニ在らずして唯相場投機なるものゝ性質と惡んぜ之と禁止せんとするに在りと云ふも其實い此直税と以て禁止の目的と通せるに足らず所謂扶相場の方便と用れば會所に俵類そるに及ばゑ株ニ横濱の紙貨賣買の如きい青天白日れ大道に徊めく騒々しくて先て殺伐なる取引と行ふるるれにして禁止の實の行はれゑるれとか謂る弱害の場所に出現する商人自から商人中の下等なるが故に紙貨の賣買を下等商人の手に渡したるものニ異ならず在れば十五年十二月改正の規則は歳入と增すの目的も投機を禁ずるの目的も○○○